

## 泉大津市営火葬場指定管理者募集要項

### 1. 指定管理者の募集について

泉大津市営火葬場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び泉大津市営火葬場条例の規定により、令和7年12月から指定管理者制度を導入するにあたり、事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集する。

### 2. 業務概要

#### (1) 内容

別紙「泉大津市営火葬場 指定管理者管理運営業務 仕様書」のとおり

#### (2) 指定期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

#### (3) 履行場所

泉大津市汐見町104番地の7 泉大津市営火葬場 ゆうしお

#### (4) 提案限度額

5年間の総額 271,875,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 担当課及び書類の提出先

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号 泉大津市市民生活部市民課（担当：小島）

TEL：0725-33-1131

Mail：simin@city.izumiotsu.osaka.jp

### 4. 参加資格要件

参加表明書の提出日時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和7年度、8年度の泉大津市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 令和2年度以降、火葬場において、指定管理者として管理運営を行った実績を有すること。
- (3) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び泉大津市税を滞納していない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## 5. 日程

本件に関する必要書類の提出等の期限は次のとおりとする。

(1) 募集要項公開日	令和7年6月 2日（月）
(2) 現地説明会実施日	令和7年6月10日（火）午前9時【予定】
(3) 参加表明書の提出期間	令和7年6月10日（火）から 令和7年6月25日（水）午後5時まで
(4) 質問締切日	令和7年6月16日（月）午後5時まで
(5) 質問回答日	令和7年6月24日（火）
(6) 企画提案書等提出締切日	令和7年7月2日（水）午後5時まで
(7) プレゼンテーション	令和7年7月11日（金）【予定】
(8) 選定結果通知日	令和7年7月15日（火）【予定】
(9) 指定管理者の指定日（議決）	令和7年9月上旬【予定】
(10) 基本協定書の締結日	令和7年9月中旬頃【予定】
(11) 指定管理の開始日	令和7年12月1日（月）

## 6. 現地説明会

### (1) 開催日時

令和7年6月10日（火） 9時【予定】

※ 1事業者につき2人以内とすること。

### (2) 事前申込

現地説明会参加希望者は、令和7年6月9日（月）の13時までに、参加申込書（様式1号）を市民課へ電子メールで送信すること。

なお、Eメールのタイトルを「現地説明会参加申込」とし、必ず送達確認のため市民課へ電話連絡を入れること。

### (3) 留意事項

- ① 説明会終了後、火葬場として通常業務を開始するため、時間を厳守すること。  
※ 午前10時には解散予定。
- ② 現地説明会の参加は必須事項ではありません。参加の有無が、プレゼンテーション時の評価には一切影響しません。

## 7. 参加表明

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2号）
- ② 会社概要書（様式3号）
- ③ 類似業務実績書（様式4号）

### (2) 提出部数

各1部提出すること。

### (3) 提出方法

期限までに市民課へ持参又は郵送（配達証明付のものに限る。）により提出すること。

#### (4) 留意事項

- ① 持参による提出の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。
- ② 郵送による提出は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。
- ③ 参加表明書提出後に辞退する場合は、企画提案書等提出締切日までに辞退届（様式5号）を同様の方法で提出すること。

### 8. 質問の提出及び回答

#### (1) 提出書類

##### 質問書（様式6号）

※ 電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じない。

#### (2) 提出方法

期限までに市民課へ電子メールで送信すること。Eメールのタイトルを「火葬場指定管理に係る質問書」とし、必ず送達確認のため市民課へ電話連絡を入れること。

#### (3) 回答

すべての質問に対する回答をとりまとめて、本市のホームページ上で回答する。

※ 回答に対する再質問は受け付けない。

### 9. 企画提案

#### (1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式7号）
- ② 誓約書（様式8号）
- ③ 指定管理料提示書（様式9号）
- ④ 予約システム等の企画提案書（様式10号）
- ⑤ 事業計画書
  - ・ 提案内容の詳細を示す資料（プレゼンテーションで使用するもの）
  - ・ A4両面印刷で50頁以内とする。
- ⑥ 収支計画書（様式11号）

#### (2) 提出部数

- ① 9(1)①～③を各1部提出すること。
- ② 9(1)④～⑥については正本1部、副本6部とし、副本には提案者を特定できる表示は一切しないこと。

#### (3) 提出方法

期限までに担当課へ持参又は郵送（配達証明付のものに限る。）により提出すること。

#### (4) 留意事項

- ① 持参による提出の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。
- ② 郵送による提出は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。
- ③ 別紙「審査基準配点表」を踏まえ、PRしたいポイントや提案趣旨などを簡潔・明確にわかりやすく、具体的に記載すること。

## I 0. プレゼンテーション

### (1) 開催日時、開催場所

令和7年7月11日（金） 泉大津市役所内会議室 【予定】

※ 詳細については後日通知する。

### (2) 実施要領

- ① プレゼンテーションは20分以内、質疑応答を概ね20分とする。
- ② 使用する資料は、予約システム等の企画提案書及び事業計画書に添付した資料のみとする。資料の追加提出は認めない。ただし、審査会が必要であると認めたときはこの限りではない。
- ③ プロジェクター、スクリーンは市で用意するので、必要な場合は担当課へ申し出ること。
- ④ 出席者は3名以内とし、本業務に直接携わる主担当者が説明すること。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑥ 企画提案書等の書類審査により、プレゼンテーションへの参加を認めない場合がある。

## I 1. 審査方法

### (1) 審査基準

別紙「審査基準配点表」とおり。

### (2) 審査方法

- ① 学識経験者及び本市の庁内関係者で構成する「泉大津市営火葬場指定管理者選定委員会」において審査する。
- ② 企画提案書、価格、プレゼンテーションの内容を評価し、合計点数が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- ③ 企画提案が1者であっても審査を行い、評価点が配点合計の6割以上であった場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。
- ④ 優先交渉権者との契約協議が成立しなかった場合は、次点であった事業者を新たに優先交渉権者として選定する。

### (3) 審査結果

審査結果について、参加事業者に対し、令和7年7月15日（予定）に通知する。なお、審査の内容及び結果に対する質問、異議は一切認めない。

## I 2. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案者が、「4. 参加資格要件」を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類の提出期限を守れないとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 企画提案書等が、本実施要領又は仕様書に適合していないとき
- (5) 本業務について、1事業者が2以上の企画提案をしたとき
- (6) 指定管理料提示書の金額が「2. (4)提案限度額」を超えているとき
- (7) プrezentation審査を欠席したとき
- (8) 契約を履行することが困難であると認められるとき

- (9) 著しく信義に反する行為があったとき
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき

### I 3. 指定管理者の指定

#### (1) 指定管理者の指定の手続き

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理候補者を指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決された場合に指定管理者として市長が指定します。

なお、市議会で議決されなかった場合でも、応募者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む。)、提供した知見の対価等について、一切補償しない。

#### (2) 協定の締結

指定管理者に指定された団体は、本市と協議の上、基本協定を締結します。

なお、基本協定書の解釈についての疑義及び定めのない事項が生じた場合は、本市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

### I 4. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出期限後において、提出書類の修正又は再提出は認めない。ただし、審査委員会が必要と認めて指示した場合を除く。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 企画提案書等で提案された内容は、実現可能なものとして仕様書に規定されたものとみなす。実現性が低いにもかかわらず提案するようなことはしないこと。
- (6) 提出書類や審査結果について、泉大津市情報公開条例(平成10年条例第10号)に基づき、情報公開の対象となる場合がある。